

静岡県告示第459号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県富士山保全協力金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月17日

静岡県知事 川勝平太

受託者の名称及び所在地	委託する事務の種類と実施場所	委託する期間
富士急静岡バス株式会社 静岡県富士市厚原771番地1  株式会社富士急ビジネスサポート 山梨県富士吉田市新西原五丁目2番1号	富士山保全協力金の収納事務 ・ 富士宮口五合目 ・ 須走口五合目 ・ 御殿場口新五合目 ・ 水ヶ塚駐車場 ・ 須走口マイカー規制乗換駐車場	令和4年6月3日から 令和4年12月28日まで